

遊具点検業務特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 本仕様書は、佐久市（以下「発注者」という。）と本業務受託事業者（以下「受注者」という。）との間で締結する令和8年度 市単 公園管理事業 遊具点検業務（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

第2条 目的

- 1 本業務は、公園緑地課が管理している公園の遊具について、予防保全型管理の考え方に基づき、遊具の劣化や、国の指針等で示される有害なハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な維持管理業務を行うことを目的とする。

第3条 準拠する法令等

- 1 受注者は、契約書及び本仕様書によるもののほか、次の各関係法令及び関連図書に基づき実施するものとする。
 - (1) 都市公園法
 - (2) 同法施行令及び施行規則
 - (3) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）（国土交通省都市局）
 - (4) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
 - (5) 遊具の安全性に関する規準 JPFA-SP-S:2024（一社）日本公園施設業協会
 - (6) 都市公園技術標準解説書（監修：国土交通省都市局公園緑地・景観課）
 - (7) 佐久市公園条例
 - (8) 長野県福祉のまちづくり条例
 - (9) 佐久市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する規則
 - (10) その他関係法令等
- 2 本業務に係る業務費の積算にあたっては、（一社）日本公園施設業協会が発行する遊具等の定期点検業務標準積算基準に掲載されている単価を参考としている。

第4条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受注者がその都度協議し決定するものとする。

第5条 個人情報の取扱いについて

- 1 受注者は業務上必要となる個人情報の取り扱いについては、佐久市個人情報保護条例に関する条例に従い適切に取り扱わなければならない。

第6条 土地への立ち入り等

- 1 業務実施のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て住民とのトラブルを起こさぬように十分注意しなければならない。なお、受注者は現地における調査及び点検等を実施する際には、身分証明書を常時調査員に携帯させなければならない。

第7条 納期及び納入場所

- 1 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。
- 2
 - (1) 納期 令和8年10月30日
 - (2) 納入場所 佐久市建設部公園緑地課

第2章 業務内容

第8条 業務概要

- 1 本業務の実施にあたり、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（一社）日本公園施設業協会」に基づき、定期点検を実施すること。
- 2 業務開始後に業務計画書の内容を変更する際は、事前に施設管理担当者と協議し、承諾を受けること。
- 3 業務遂行の写真は、業務計画書に記載された業務担当者が点検したことが分かる写真を含むこと。

第9条 対象とする公園及び遊具

- 1 本業務の対象は、佐久市建設部公園緑地課が管理している公園の遊具を対象とする。対象となる公園は、別紙1に掲げる公園一覧表に示す。また、対象となる遊具は、別紙2に掲げる遊具一覧表に示す。

第10条 定期点検

- 1 「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に示されている定期点検総括表・定期点検票に基づいて定期点検を納期までに1回実施すること。
- 2 各遊具に実施する診断内容（基準診断、劣化診断）は、別紙2に掲げる遊具一覧表に示す。

第11条 軽微なメンテナンス

- 1 定期点検によりボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油等が必要と確認された場合、定期点検の業務の一環で実施できる範囲で、ボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油等を実施すること。

第3章 成果品

第12条

- 1 本業務の納品成果品は、次のとおりとする。
 - (1) 電子納品 電子データ（CD-R） 1枚